



栃木県公報

令和元（2019）年
10月29日（火）
第50号

目次

告 示

○鳥獣保護区の存続期間の更新..... 467
 ○特定猟具使用禁止区域の指定..... 473
 ○予定保安林..... 485

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定..... 487

告 示

栃木県告示第339号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年10月29日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥獣保護区の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 する 指 針
三 轟 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 栃木市岩舟町北浦地内県道桐生岩舟線と広域農道下都賀西部線との交点を起点とし、同所から同農道を南進し藤岡町道23号線との交点に至り、同所から同町道を西進し佐野市道2-113号線との接点に至り、同所から同市道を西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し県道桐生岩舟線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 410ヘクタール	令 和 元 （2019）年11 月1日から令 和11（2029） 年10月31日ま で	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、佐野市、栃木市の2市にまたがる三轟山を中心とした地域で、コナラやクヌギといった広葉樹林に囲まれ、カタクリ、アズマイチゲ、ニリンソウなどの山野草が自生している。このような自然環境を反映して、オオタカやハイタカのような猛禽類を始めオオルリ、コゲラなど多様な鳥類が生息している。 このように、当地域は、野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

<p>馬 頭 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須郡那珂川町健武地内県道矢板那珂川線と町道於那志線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し町道室町上郷地線との交点に至り、同所から同町道を西進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進しさらに北進し町道都新道線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道桜馬場線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道那須黒羽茂木線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道於那志線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 300ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那珂川町中央部に位置し、武茂川と久那川に挟まれた地域である。針葉樹林と広葉樹林からなる混交林を形成し、鳥類としてはメジロ、ホオジロなど、獣類としてはアナグマ、ムササビなどの生息が確認されている。 このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>松 倉 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須烏山市大木須字松倉山2204番地、字大人場2898番地、字北坂2899番地から2902番地まで、同2903番地1及び2903番地2、字古屋敷2961番地1、字屋敷2962番地1並びに字入堂2963番地、同2964番地1、同2964番地2及び2968番地から2970番地まで、芳賀郡茂木町大字山内字松倉4204番地1及び4204番地2、及び4205番地並びに字白山4206番地及び4207番地の土地一円の区域</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須烏山市と茂木町にまたがる標高345メートルの松倉山を中心とする地域である。シラカシ、ウラジロガシなどの照葉樹林が優占し、暖地性植物が自生する。豊かな自然環境を反映して多様な森林性鳥獣が生息する。 このように、当地域は野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

<p>惣 社 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 栃木市惣社町地内市道120号線と市道B30号線との接点を起点とし、同所から同市道を北東に進みさらに東進し市道B142号線との交点に至り、同所から同市道を南進し大神神社参道との接点に至り、同所から同参道を北西に進み市道120号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 7ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月1日から令 和11 (2029) 年10月31日ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、室の八嶋で知られる大神神社の境内林を中心とした地域で、シジュウカラやヒヨドリなどの里山林に多く見られる野鳥が生息している。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>岩 船 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 栃木市岩舟町岩舟山3番地、4番地、及び8番地から10番地までの区域</p> <p>2 面積 7ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月1日から令 和11 (2029) 年10月31日ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、日本三地蔵の名利である岩船山高勝寺を中心とした地域で、社寺林にはカシヤスギの大木が多く見られ、ハヤブサやサシバ、イソヒヨドリを始めとする多様な鳥類のほか、ムササビなど小型獣類の生息場所となっている。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>琵琶池 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 大田原市藤沢地内市道藤沢7線と市道琵琶池線との交点を起点とし、同所から同市道藤沢7線を西進し大田原市と</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月1日から令 和11 (2029) 年10月31日ま</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、大田原市南部に位置する標高約200メートルの農業用溜池</p>

	<p>さくら市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み琵琶池ゴルフ倶楽部への進入路との交点に至り、同所から同進入路を北東に進み市道琵琶池線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道藤沢2線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道佐久山小川線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道藤沢5線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道琵琶池線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 165ヘクタール</p>	<p>で</p>	<p>の琵琶池を中心とした丘陵地帯である。琵琶池は県北地域でも有数のカモ類の飛来地であり、シーズンには多くの観光客が訪れている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>小貝中央小学校鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 芳賀郡市貝町大字杉山地内県道黒田・市塙・真岡線と町道3029号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み県道杉山・石末線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道3011号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道3010号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道3181号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進みさらに南東に進み県道黒田・市塙・真岡線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 60ヘクタール</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、市貝町北部に位置する旧小貝中央小学校敷地とその南西側の丘陵地一帯であり、多様な野鳥が観察できる良好な自然環境が残っている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>大平崎公園鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字熊ノ木地内町道梶橋山下線と町道大平崎丙堀線との交点を起点とし、同所から町道大平崎丙堀線を南西に進み荒川左岸との接点に至り、同所から同河川左岸を北西に進み町道東房熊ノ木線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道梶橋</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、自然休養村センターや運動場を有する大平崎公園を区域内に有し塩谷町の人々の憩いの場となっている。また、隣の荒川を利用する水鳥などさまざまな野鳥の観察に適した場所である。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	<p>熊ノ木線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道熊ノ木喜佐見線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道梶橋山下線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 72ヘクタール</p>		<p>の場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>乃 木 公 園 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 那須塩原市石林地内市道幹I-11号線と市道幹II-15号線との交点を起点とし、同所から市道幹II-15号線を北西に進み市道473号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道453号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道幹I-3号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道I-11号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 28ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須塩原市南東部に位置する乃木神社及びその周辺からなる公園である。神社境内には市の天然記念物に指定されるシラカシ、スギなど樹齢の高い自然林が保全されている。また、園内の静沼には毎年水鳥が飛来し、四季を通じて野鳥を観察できる場所となっている。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>須 花 坂 公 園 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 佐野市下彦間町地内市道0226号線と県道飛駒足利線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み足利市と佐野市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し佐野市方面に下る小道との交点に至り、同所から同小道を東進し市道0226号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、佐野市西部に位置する標高339メートルの浅間山及び標高258メートルの名草山を中心とした丘陵地で、地域内には遊歩道が整備され、自然観察のできる場所として親しまれている。オオタカ、キビタキ、ウソなど多種多様な鳥類を始め、ツキノワグマなどの獣類の生息域でもある。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあい</p>

	<p>2 面積 75ヘクタール</p>		<p>の場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>根古屋森林公園 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 佐野市飛駒町地内市道9001号線と市道9003号線との交点を起点とし、同所から市道9001号線を東進しさらに北進し市道9002号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに北進し林道根古屋線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み「すすみの道」との交点に至り、同所から「すすみの道」を北東に進みさらに南進し要谷山城砦遺構展望台に至り、同所から「いけづきの道」を南進しさらに西進し林間キャンプ場内西の便所の南側の小道との交点に至り、同所から同小道を西進し市道9005号線との交点に至り、同所から同市道を南進し公園内貸農園に進入する小道を南進し同貸農園の小道との交点に至り、同所から同小道を北進しさらに西進し市道9003号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 40ヘクタール</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、佐野市飛駒地区の根古屋森林公園を中心とした地域である。広葉樹及び針葉樹に囲まれた公園内は、キャンプ場、コテージなどの施設やハイキングコースが整備されており、身近に自然に親しめる場所である。ノスリ、アカゲラ、ミソサザイなど多種多様な鳥類を始め、ムササビ、キツネなどの獣類の生息域でもある。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>砂ヶ原 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 真岡市砂ヶ原地内県道下野二宮線と鬼怒川左岸側の県道二宮宇都宮自転車道線との交点を起点とし、同所から県道二宮宇都宮自転車道線を南進し県道栃木二宮線との交点に至り、同交点と鬼怒川右岸側の県道二宮宇都宮自転車道線と</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、真岡市内の砂ヶ原橋(県道下野二宮線)から旧大道泉橋までの幅約800メートルの河川区域であり、幅約50メートルの流水部と草丈2メートルのヨシが茂る砂礫地のほか、右岸側堤外地内には堤防沿</p>

	<p>県道栃木二宮線との交点を結ぶ直線を西進し鬼怒川右岸側の県道二宮宇都宮自動車線に至り、同所から同県道を北進し県道下野二宮線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 117ヘクタール</p>	<p>いの畑地が、畑地と流水部との間に河畔林が帯状に存在している。左岸側最上流部の堤防脇（提内地）には、真岡市立長沼小学校があり、付近の堤防一帯が整備され緑地公園として利用されている。このような自然環境を反映して、コアジサシ、オオバンの生息が確認されているほか、チュウビの確認記録もある。また、チュウサギ、オオタカ、サシバ、ミサゴ、クイナの生息地となっている。</p> <p>このように、当地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であることが認められることから、今後とも希少鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の指定後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
--	---	---

栃木県告示第340号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年10月29日

栃木県知事 福 田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
根本山・西田井特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 真岡市清水地内一般国道121号線と市道443号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北東に進んだ後南東に進み県道塙上根線との交点に至り、同所から同県道を南進し一般国道294号との交点に至り、同所から同国道を南進し町道8号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道39号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道339号線との交点に至り、同所から同町道を西進し真岡市と益子町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を北東に進み真岡鉄道真岡線との交点に至り、同所から真岡鉄道真岡線を西進し一般国道294号線との交点に至り、同所から同一般国道を西進し市道443号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	令和元（2019）年11月1日から令和11（2029）年10月31日まで	銃 器

	2 面積 283ヘクタール		
真岡・鬼怒川 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 真岡市粕田地内県道真岡上三川線(北側)と一級河川鬼怒川左岸との交点を起点とし、同所から同河川左岸を南進し市道1494号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道171号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道270号線との交点に至り、同所から同市道を南進し真岡市若旅と真岡市上谷貝の字界との交点に至り、同所から同字界を一級河川鬼怒川右岸に向かって西進し真岡市と上三川町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し県道真岡上三川線(北側)との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 215ヘクタール	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
石 裂 山 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市上久我地内県道石裂上日向線と林道大水沢線と林道寄栗線との交点を起点とし、同所から林道大水沢線を南西に進み渡良瀬川地域森林計画区鹿沼市加蘇地区23林班イ準林班と同ウ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を西進し鹿沼市上久我地区と同入栗野地区の地区界との交点に至り、同所から同地区界を北西に進み石裂山山頂を経てさらに北進し同24林班と同26林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を東進し同24林班と同25林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を経てさらに東進し同24林班ウ準林班と同25林班イ準林班と同エ準林班との交点に至り、同所から同イ準林班と同エ準林班の準林班界を北東に進み同イ準林班と同ウ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同イ準林班と同ウ準林班の準林班界を北東に進み林道寄栗線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 176ヘクタール	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
流通センター 特定猟具 使用禁止区域	1 区域 鹿沼市上石川地内市道7071号線と市道0349号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道7109号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南進し市道7110号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南進し市道4号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道7063号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道7292号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道羽生田鶴田線との交点に至り、同所から同県道を西進し用地管理用道路(車道)との交点に至り、同所から同管理用道路を北進し市道4号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道7107号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道7397号線との	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器

	<p>交点に至り、同所から同市道を西進し市道7072号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道7071号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 104ヘクタール</p>		
<p>金崎・亀和田 特定 猟 具 使用 禁止 区域</p>	<p>1 区域 鹿沼市亀和田町地内思川東岸と一般国道293号及び県道宇都宮亀和田栃木線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み鹿沼市道9037号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道9039号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道9038号線との交点を経て同市道9039号線の延長線上を西進し思川を越えて栃木市道53002号線と同市道53028号線との交点に至り、同所から同市道53002号線を南進しさらに西進し県道金崎停車場線と市道1001号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1006号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道53073号線と市道53135号線との交点に至り、同所から市道53135号線を西進し市道53031号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道53044号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道1008号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を北進し市道1002号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道上久我都賀栃木線との交点に至り、同県道を北東に進み思川東岸との交点に至り、同所から同河川東岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 202ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>ワイルドフィー ルズおじか 特定 猟 具 使用 禁止 区域</p>	<p>1 区域 日光市横川地内男鹿川とマエノ沢の合流点を起点とし、同所から同河川を東進し男鹿川砂防工事用道路との交点（カツネ橋）に至り、同所から同工事用道路を西進し男鹿山林道との交点に至り、同所から同林道を東進し国有林今市事業区116林班イ小班との交点に至り、同所から同林班イ、う6、う2、う7小班界北側を北東に進み同116林班と同110林班の林班界（男鹿川）に至り、同所から同林班界を南進し国有林野と民有地の官民境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同境界とマエノ沢との交点に至り、同所から同沢を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 61ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>塩谷熊ノ木 特定 猟 具 使用 禁止 区域</p>	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字熊ノ木地内町道熊ノ木喜佐見線と町道梶橋熊ノ木線との交点を起点とし、同所から</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令</p>	<p>銃 器</p>

	<p>同町道を西進し県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み荒川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し町道上寺島喜佐見線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み林道東前高原線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み林道オソノ沢線との交点に至り、同所から同林道を南進し町道熊ノ木喜佐見線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 122ヘクタール</p>	和11(2029)年10月31日まで	
メイフラワーゴルフクラブ 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 矢板市上伊佐野1014番地1外74筆、那須塩原市の区域を除く株式会社HOPEメイフラワーゴルフクラブ所有のゴルフ場内</p> <p>2 面積 83ヘクタール</p>	令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで	銃 器
高根沢桑窪 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 塩谷郡高根沢町桑窪地内高根沢町と那須烏山市の行政界と県道杉山・石末線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し再び同行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西に進み高根沢町大字下柏崎字松木平520番地において農道との接点に至り、同所から同農道を南東に進み高根沢町道402号線との交点に至り、同所から同町道を西進し高根沢町と芳賀町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み高根沢町大字中柏崎字西内337番地1において農道との接点に至り、同所から同農道を東進し高根沢町大字中柏崎字西内342番地2において高根沢町と芳賀町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東進し大川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し高根沢町と芳賀町の行政界を経て再び同行政界との交点に至り、同所から同行政界を西進しさらに北進し芳賀町道1002号線との接点に至り、同所から同町道を北西に進み芳賀町道1003号線との交点に至り、同所から同町道を北進し芳賀牧場北の農道との交点に至り、同所から同農道を西進し高根沢町道457号線との交点に至り、同所から同町道を北進し高根沢町道493号線と県道杉山石末線との交点に至り、同所から同県道を西進し高根沢町道114号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道434号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道484号線との交点に至り、同所から同町道を南進し高根沢町と那須烏山市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 324ヘクタール</p>	令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで	銃 器
戸田 特定猟具	<p>1 区域 那須塩原市戸田地内県道黒磯・田島線と市道柳塩</p>	令和元(2019)年11	銃 器

<p>使用禁止区域</p>	<p>野崎新田線との接点を起点とし、同所から同市道を南西に進み市道青木二区外周線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み高林1730番地において私道との接点に至り、同所から同私道を南東に進み市道高林青木線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道柏林川原向線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み県道矢板那須線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み熊川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を上流に進み市道箭坪木綿畑新田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道矢板那須線との接点に至り、同所から同県道を東進し県道黒磯・田島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 516ヘクタール</p>	<p>月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	
<p>那須高原 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字高久甲地内東北自動車道と県道那須高原線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み県道那須・西郷線との接点に至り、同所から同県道を北東に進み県道湯本・小島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道池田観音坂線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道池田長南寺線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道小深堀長南寺線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道那須・西郷線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道中原大深堀線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道湯本・大島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み町道夕狩北条線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道豊原・大島線との交点に至り、同所から同県道を南進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み町道小島千振線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み町道針生辻室線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み県道大子・那須線との交点に至り、同所から同県道を西進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を南西に進み町道湯本漆塚線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道湯本・小島線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道戸能穂積線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道戸能穂積線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道漆塚松田線との交点に至り、同所から同町道を西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 3,562ヘクタール</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>銃 器</p>

<p>黒羽中野内 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 大田原市川田地内市道川田1号線と市道川田2号線との交点を起点とし、同所から市道川田2号線を北進し余笹川左岸との接点に至り、同所から同河川左岸を上流に進み市道中野内15号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道中野内14号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道中野内那須線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道中野内11号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道中野内12号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道黒磯・黒羽線との接点に至り、同所から同県道を西進し市道川田1号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 200ヘクタール</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日 まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>西岩崎・青木 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須塩原市青木地内県道黒磯田島線と市道洞島青木線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み市道青木四区横4号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道矢板那須線との接点に至り、同所から同県道を北東に進み市道細竹穴沢線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み細竹字新田場74番地1において農道との接点に至り、同所から同農道を北西に進み細竹字赤淵190番地において農道との接点に至り、同所から同農道を西進し細竹字セツボ道13番地18において農道との接点に至り、同所から同農道を西進し市管理道(開拓道)との交点に至り、同所から同管理道を西進し那珂川地域森林計画区78林班ウ準班20B小班と24A小班との小班界に至り、同所から同小班界を北東に進み、同林班同準班21、22小班と24A小班との小班界に至り、さらに北東に進み那珂川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を南東に進み車道(通称余一村別荘線)との交点に至り、同所から同車道を南進し市道那須疎水小結線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道洞島青木線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 948ヘクタール</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日 まで</p>	<p>銃 器</p>
<p>那須陽光 ゴルフクラブ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字寄居字太田2525番地外92筆那須陽光ゴルフクラブ株式会社所有のゴルフ場の境界と町道吉野目線との交点を起点とし、同所から同町道を西進しさらに北進し町道平田水塩大久保線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み菖蒲川との交点に至り、同所から同河川を北進し同ゴルフ場の境界に至り、同所から同境界を進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 202ヘクタール</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日 まで</p>	<p>銃 器</p>

<p>那須フォレストヒルズ 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字高久乙地内東京建物株式会社管理の分譲地北西端の地点を起点とし、同所から国有林那珂川森林計画区127林班界を北西に進みさらに北東に進み、藤和リゾート分譲地との境界に至り、同所から同境界を南東に進み藤和リゾート分譲地と東京建物株式会社管理の分譲地との境界に至り、同所から同境界を南東に進み藤和リゾート分譲地と那須高原ハイランド自治会管理地域との境界に至り、同所から同境界を南東に進み、那須高原ハイランド自治会管理地域の東端の境界を南東に進みさらに南進し、高野沢川との交点に至り、同所から同河川を北進し那須高原ハイランド自治会管理道に至り、同所から同道路を南西に進み東京建物株式会社管理の分譲地境界に至り、同所から同境界を南西に進み、さらに北西に進み同境界の終点に至る地点からさらに北西に120メートル直進し東京建物株式会社管理の分譲地境界に至り、同所から同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 72ヘクタール</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>柳沢 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字高久乙1894番地外318筆東昭自治会管理の分譲地全域</p> <p>2 面積 11ヘクタール</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>夕狩 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 県道豊原大島線と町管理道路との交点を起点とし同所から同県道を北進し町道常民夕狩千振線との交点に至り、同所から同町道を東進しちふり湖カントリークラブ所有地境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進みさらに北進して町道常民夕狩千振線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道常民夕狩北線との交点に至り、同所から町道常民夕狩北線を東進し町道常民夕狩千振線との交点に至り、同所から町道常民夕狩千振線を南東に進み町道常民夕狩線との交点に至り、同所から町道常民夕狩線を500メートル北進し同町道の終点に至り、同所から同所に接する私道を600メートル東進し町道常民夕狩新夕狩線に至る私道との接点に至り、同所から同所に接する私道を約100メートル南進し町道常民夕狩新夕狩線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道新夕狩綱子線との交点に至り、同所から町道新夕狩綱子線を南東に進み町道新夕狩東線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み、町道黒木綱子線に至る私道との交点に至り、同所から同私道を北進しさらに東進し町道黒木綱子線との交点に至り、同所から同町道を東進し国道4号線に至る私道との交点に至り、同所から同私道を南西に進みさらに東進し一般国道4号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み東北縦貫自動車道との交点</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>

	<p>に至り、同所から同自動車道を南西に進み町道夕狩慈生会線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道夕狩北条線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み里道に至る私道との交点に至り、同所から同私道を北進しさらに西進し日拓ランド管理道路に至る里道との交点に至り、同所から同里道を北西に進み日拓ランド管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北西に進みさらに南西、次に南東に進み分譲地私道負担道路との交点に至り、同所から同道路を南西に進みさらに南進し分譲地負担道路に至る里道との交点に至り、同所から同里道を南東に進み分譲地私道負担道路との交点に至り、同所から同道路を南西さらに北西に390メートル進みさらに北西に45メートル直進し里道に至る私道との交点に至り、同所から同私道を北東に進み私道に至る里道との交点に至り、同所から同里道を北西に進み畑と藪との植生界に至る私道との交点に至り、同所から同私道を西進し同植生界との交点に至り、同所から同植生界を南西に進み秀和建設管理道路との交点に至り、同所から同管理道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 422ヘクタール</p>		
萩久保 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那須町大字豊原丙地内関東管区警察局萩久保無線中継所の門柱を起点とし、同所から県道豊原・大島線を南東に進み町道千振北沢線との交点に至り、同所から同町道を約405メートル北西に進み私道との交点に至り、同所から同私道を北西に進み同私道の終点に至り、同所から町道大谷1南北線に至る私道と萩久保無線中継所に至る私道との交点まで約144メートル北西に直進しその2本の私道の交点に至り、同所から町道大谷1南北線に至る私道を北東に進み同町道との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 21ヘクタール</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
うぐいすの森 ゴルフクラブ 馬頭 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須郡那珂川町盛泉地内一般国道461号と町道仲丸須賀川線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し那珂川町と大田原市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み栃木県と茨城県の県境との交点に至り、同所から同県境を南進し一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 131ヘクタール</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
那須烏山市興野 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須烏山市興野地内市道畑中金場線と那珂川左岸との交点を起点とし、同所から同左岸を東進し同市</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令	銃 器

	<p>興野1929番地に至り、同所から同番地東側境界を南進し同市八幡神社参道との交点に至り、同所から同参道を南進し同市興野東原森東線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道畑中金場線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 10ヘクタール</p>	<p>和11(2029)年10月31日まで</p>	
<p>小川梅曾 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那珂川町小川地内県道福原小川線と町道山崎線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し県道矢板・那珂川線との交点に至り、同所から同県道を西進し同町小川と町道浄法寺との町名界に通じる歩道との交点に至り、同所から同歩道を北進し同町小川と町道浄法寺の町名界との接点に至り、同所から同町名界を北進し町道地藏久保線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道下坪線との交点に至り、同所から町道下坪線を北進し町道関場浄法寺線との交点に至り、同所から町道関場浄法寺線を東進し町道梅曾線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道福原・小川線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 84ヘクタール</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>
<p>岩舟・静戸 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 栃木市大平町西水代地内県道蛭沼川連線と市道0-87号線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し旧大平町と旧藤岡町との旧行政界に至り、同所から同旧行政界を西進し旧大平町と旧岩舟町と旧藤岡町との旧行政界に至り、同所から旧岩舟町と旧藤岡町との旧行政界を西進し市道I270号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道I432号線との交点に至り、同所から同市道を西進し栃木市岩舟町静戸字稲荷161番地先農道との交点に至り、同所から同農道を北進し市道I288号線との交点を経て更に北進し栃木市岩舟町曲ヶ島字新田1846番地先農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道I587号線との交点に至り、同市道を北進し市道I274号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道I296号線との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道50号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み市道I299号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道和泉間々田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道I305号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道I304号線との交点に至り、同所から同所に接する農道を北進し市道I305号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市岩舟町静戸字北海道1077番地先農道との交点に至り、同所から同農道を南進し更に東進し市道I308号線との交点を経て市道I307号線との交点に至り、同所から同市道</p>	<p>令和元(2019)年11月1日から令和11(2029)年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

	<p>を東進しさらに北進し市道 I 590号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道 I 310号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 0-87号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 443ヘクタール</p>		
音坂碎石場 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市岩舟町小野寺地内県道栃木佐野線と市道 I 32号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道 I 32号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 I 338号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道 I 320号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道 I 25号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市岩舟町古江字闇坂1141番地 1 北側において農道との接点に至り、同所から同農道を南西に進み栃木市岩舟町古江字闇坂1104番地北側において農道との接点に至り、同所から同農道を同番地に沿って南東に進みさらに南西に進み栃木市岩舟町古江字闇坂1095番地 1 南側において農道との交点に至り、同所から同農道を北西に進み同1095番地 1 西側において農道と農道との交点に至り、同所から同農道を南進し東北自動車道に至り、同所から同自動車道を南西に進み栃木市岩舟町と佐野市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北進し県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 46ヘクタール</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
岩舟 ゴルフ倶楽部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市岩舟町小野寺地内旧県道中岩舟線と市道 I 22号線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し市道 I 453号線との交点に至り、同所から同市道を東進し栃木市岩舟町小野寺字裏山205番地 1 において農道との交点に至り、同所から同農道を北進し栃木市岩舟町小野寺字道場1976番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を東進し栃木市岩舟町小野寺字石橋255番地外340筆土地興業株式会社所有の岩舟ゴルフ倶楽部の敷地境界に至り、同所から同境界を時計回りに進み栃木市岩舟町小野寺字入山3954番地北側の農道との交点に至り、同所から同農道を西進しさらに市道 I 22号線との交点に至り、同所から市道を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 142ヘクタール</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
佐野北部 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 佐野市小中町地内市道旗川 8号線と県道赤見本町線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し市道 2 級137号線との交点に至り、同所から同市道を</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029)	銃 器

	<p>西進し出流川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し市道赤見13号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2級143号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道赤見20号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道赤見23号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道山形寺岡線との交点に至り、同所から同県道を南進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し市道1級17号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道赤見90号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道旗川16号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道旗川8号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 563ヘクタール</p>	<p>年10月31日まで</p>	
<p>佐野南部 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 佐野市関川町地内県道桐生岩舟線と東北自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南進し一般国道50号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し三杉川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を南進し市道1級6号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道佐野古河線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道50号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し県道佐野行田線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道植野273号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み椿田橋を経て才川右岸に至り、同所から同河川右岸を南進し市道吾妻104号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道2級120号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道吾妻109号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1級8号線との交点に至り、同所から同市道を東進し才川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し市道植野345号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道植野347号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道植野327号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道2級126号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道佐野127号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道旗川71号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道旗川69号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2級131号線との接点に至り、同所から同市道を北進し東日本旅客鉄道株式会社両毛線との交点に至り、同所から同鉄道を東進し市道佐野140号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道堀米119号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1級14号線との交点に至り、同所から同市道を東進し菊川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し旧佐野市と旧田沼町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を東進し</p>	<p>令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で</p>	<p>銃 器</p>

	<p>県道佐野田沼線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道2級149号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道堀米停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道2級152号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道堀米54号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道唐沢山公園線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道栃木佐野線との交点に至り、同所から同県道を北進し佐野市と栃木市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進しさらに東進しさらに南進し県道桐生岩舟線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、城山鳥獣保護区の区域を除く</p> <p>2 面積 2,100ヘクタール</p>		
静・静和 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 栃木市岩舟町静和地内県道栃木藤岡線と市道I333号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し同町静和明神裏2428番地1先の農道との交点に至り、同所から同農道を南進し市道I261号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道I262号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同町静和字南2732番地2を経てさらに西進し県道栃木藤岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し一般国道50号北側側道との交点に至り、同所から同側道を西進し市道I211号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道I406号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道I237号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 48ヘクタール</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器
木浦原 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 佐野市秋山町地内県道秋山万町線に架かる辺釣橋南側の平成9年樹立渡瀬瀬川地域森林計画区佐野市氷室地区22林班と同23林班との林班界を起点とし、同所から同林班界を南西に進みさらに北西に進み同22林班と同21林班の林班界との交点に至り、同所から同21林班と同23林班の林班界を北西に進み同23林班エ準林班と同オ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を東進し同市秋山町字宮ノ前35番地玉雲寺北側を経て市道木浦原大荷場線との交点に至り、同所から同市道を南進し同市秋山町字西37番地地先の玉雲寺橋南側の同38林班エ準林班と同オ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を東進し同38林班と同39林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を南進し県道秋山万町線上の辺釣橋北側に至り、同所から同橋を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 90ヘクタール</p>	令和元 (2019)年11 月1日から令 和11(2029) 年10月31日ま で	銃 器

<p>下 野 市 ふれあいプラザ 特 定 獵 具 使用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 下野市三王山地内県道笹原二宮線と市道南127号線との交点を起点とし、同所から同県道を西進し市道南1-8号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南2-5号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道南127号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 57ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>片 田 ・ 北 滝 特 定 獵 具 使用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 大田原市片田地内県道蛭畑・須佐木線と市道片田3号線の交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道北滝片田線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道小口・黒羽線の接点に至り、同所から同県道を南進し亀久川との交点に至り、同所から同河川右岸を下流に進み那珂川左岸に至り、同所から同河川左岸を上流に進み立沢（砂防指定地）との合流点に至り、同所から同沢左岸を上流に進み市道北滝片田線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道蛭畑・須佐木線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 67ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>銃 器</p>
<p>和 見 備 中 沢 特 定 獵 具 使用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 那須郡那珂川町和見地内県道那須・黒羽・茂木線と町道備中沢線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し備中沢との交点に至り、同所から同沢を北進し町道小倉梅平線との交点に至り、同所から同町道を北進し移植池（ため池）のとの接点に至り、同所から同池の外周を右回りに進み町道小倉梅平線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み県道那須・黒羽・茂木線との接点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 46ヘクタール</p>	<p>令 和 元 (2019) 年11 月 1 日 から 令 和 11 (2029) 年 10 月 31 日 ま で</p>	<p>銃 器</p>

(自然環境課)

栃木県告示第341号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元（2019）年10月29日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市花岡町字梅木平366-1、字小岡沢359-1、360-2、364、365、436から438まで、460-1、字半沢424-1、424-3、字高岡沢360-1、435-2から435-4まで、435-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅木平366-1・字小岡沢365・字高岡沢435-6（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町小砂字穴田2020、3294、3296、3297-3、字古屋敷2183、字市道2076、3278、3279、3281から3284まで、3286、3289-3、3292-1、字菖蒲2103-1、3242、3243、3245、3246、3260-2、3261-1、3261-2、3262-2（次の図に示す部分に限る。）、3262-3、3262-4、3262-7、3264-1から3264-3まで、字仲山沢2164、2166、2177、3235、3239、3241-1、3563、3564、3565-1、3567-2、3567-3、3568、3570、3572-3、3573、3574、3576、3577-1、3578-1、3579-1、3579-2、3580、3582-1、3585-1、字町田3288-1、字柏木3299、3300、3301-1、3301-3、3301-5、字片添1570-1、3265から3268まで、3269（次の図に示す部分に限る。）、3273、字小僧沢2274-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市下大久保字鍵金650、654-1、字小淵向655-1、655-2、656-1、656-2、657-1、658-1、659-1、659-2、660-1、660-2、字宮内661、字明松沢口662、663-1、663-2、字川向665-1、665-2、666から668まで、字サブ沢671、674-1、字笹ノ手672、673、676、677、680、683、684、字元釜678、679、718、字柴ノ沢685、686、708-1、708-2、709、711から715まで、738、字本太木691、692、694から699まで、700-2から700-10まで、701、702、字久我坂687、703から707まで、字柴ノ沢口716、717、字桂平719から721まで、730、744、745、755、757から759まで、字瀬ノ向725、726、字彦右エ門林731、734から737まで、739から743まで、746、748から752まで、753-1、字坂口732、733、字曲手沢760-1、786から788まで、790から792まで、794、795、801、802、803-1から803-13まで、803-15から803-17まで、804、807、810、811、812-3から812-5まで、813から817まで、字平タイラ762、783から785まで、字栗平763から766まで、769から773まで、775、776、字栗平川畑767、字小沢768、779、781、782、字小沢入780、字曲手沢口761、793、字幡ノ沢796から800まで、字掛ヶ沢818から820まで、822、上大久保字梁ヶ沢970から975まで、字曲手沢976、字彦右エ門林978

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

令和元（2019）年10月29日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・那須塩原	那須塩原市鍋掛1088-719
医療法人杏林会 今井介護医療院	足利市田中町100